

平成 17 年度 第 3 回

石狩市市民参加制度調査審議会

平成 17 年 9 月 26 日 18 時 30 分
石狩市役所 5 階 第 1 委員会室

= 会 議 次 第 =

- 1 開 会
- 2 資 料 説 明
- 3 議 事
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

配 布 資 料

資料 1	平成 1 6 年度市民参加手続の実施・運用状況について（答申）【素案】	・ ・ 2
資料 2	会議録の作成方法に関する調査結果について	・ ・ ・ ・ ・ 4
資料 3	傍聴者からの意見・感想について	・ ・ ・ ・ ・ 5

平成17年9月 日

石狩市長 田岡克介様

石狩市市民参加制度調査審議会
会長 佐藤克廣

平成16年度市民参加手続の実施・運用状況について（答申）

平成17年5月26日付け石企調第55号で諮問を受けた標記について、当審議会の意見は下記のとおりです。

当審議会では諮問事項に加えて、審議会等の運営、当審議会に期待される役割など、各委員が現行の市民参加の仕組みについて感じていることについても検討いたしました。その所見としてまとめた内容について、ここに提言いたします。

これらの答申・提言を真摯に受け止め、今後とも行政活動への市民参加の推進に向け、市民の声を活かす条例で定めるルールを遵守するとともに、市民の知識、経験、感性等をまちづくりに活かすという条例制定の目的にのっとり、全庁が一丸となって取り組まれることを期待いたします。

記

平成16年度市民参加手続の実施・運用状況に関する評価

1 市民参加手続の実施・運用状況について

平成16年度は59案件について73の手続きが実施されました。まちづくりの根幹をなす市町村合併を検討した年でもあり、参加者数は大幅に増えたものの、16回のパブリックコメント手続中、半数の8回は意見提出者が0件でありました。

この手続は必ずしも意見の件数により評価されるべきものではありませんが、最も基本的な市民参加手続であるパブリックコメント手続の活性化は、本市の行政活動への市民参加の全般的な底上げにつながるものと考えられます。

パブリックコメント手続の活性化については、既に第1次市民参加制度調査審議会において「その実施・運用面での創意工夫」と「推進・調整部門の設置」を建議しているところですが、これまでのところ、この建議が必ずしも十分に活かされていないと判断せざるを得ない状況です。

当審議会としてはこうしたことを踏まえ、今後速やかに、これらの建議を活かした一定の活性化策が講じられることを、強く期待するものであります。

また、市民参加手続を行わなかった事例は下記の1件ではありましたが、事前に市民参加担当と協議すれば防ぐことができたものと判断されることから、担当課と所管課との事前協議の必要性と再発防止について、職員研修等で徹底する必要があると思われる。

(1) 福祉のまちづくり条例施行規則の制定について

この制定は、同条例第5条「事業者の公共的施設等の整備義務」と、第6条「市民の公共的施設等の利用妨害行為の禁止」に規定する「公共的施設」等の具体的な範囲を定めたものであります。担当課は事業者等に義務を課す具体的な「整備基準」等を定めた内容ではないため、パブリックコメントは不要と判断したようですが、義務の付加と行政指導の内容について規定したものであることから、条例案と同様にパブリックコメントは必要であったと判断しました。

2 市民参加手続に関する情報提供について

審議会等の開催について、予定の公表が開催日より遅れたものや開催日直前であるものが、残念なことに16年度も見受けられました。市民参加に不可欠な情報が公表されないということは、市役所は本当に市民の意見を聴こうという気運にないと言わざるを得ません。

これらの情報提供は単なる手続ではなく、石狩市が掲げる市民参加のまちづくりを進める上で、必要不可欠なものであるということを、さらに徹底されるよう望みます。

さらなる市民参加推進に向けての提言事項

1 会議録のあり方に関する事項

審議会等には、会議録の作成が義務付けられていますが、その作成方法が十分に統一されていないように見受けられることから、次の3項目について提言します。

- (1) 会議録を全文とするか、要点のみとするかについて、会議の性質・審議内容等を勘案して適切に判断するための方策を講じること
- (2) 発言内容は極力録音し、必要な期間中はこれを保管することをルール化すること
- (3) 会議録の確定方法については、事務局一任を避け、例えば会長が確認するなど、内容の正確性を確保できるような方策を講じること

2 審議会等の運営方法に関する事項

審議会等とは、市の機関から依頼された特定のテーマについて審査・調査等を行い、意見を述べるなどの役割を担ったものです。審議会等の開催回数は、予算が伴うことから事務局主導で決められることはやむを得ませんが、審議の過程において、予定の開催回数を越えて審議する必要がある場合は、事務局にも柔軟な対応が望まれるところで

す。こうしたケースも念頭において、審議会等の運営方法において、何らかの統一的なルールを検討されるよう提言します。

3 市民参加の深化と理念の明確化に関する事項

単に手続の評価だけではなく、今後の市民と行政との新たな協力関係を展望しつつ、行政活動への市民参加をいかに深化させていくかについて検討を行うことも、当審議会の重要な役割であると考えます。

また、行政としても、市民参加手続を単に手続面からとらえるのではなく、こうした検討と軌を一にして、市民参加のあり方の本質について、あらためて検討する必要があると考えます。

これらの論議を深めていくためには、例えば運用評価を簡略化するなど、当審議会における審議の比重を変えていくことも検討されるよう提言します。

以上と関連して、市民の声を活かす条例施行から3年が経過し、合併によりまちのかたちが変わろうとするこの時にあたり、条例の検討過程で提起された「市民参加の理念を明らかにする条例」についても、その検討を始めるべきではないかと考えますので、この点についても検討されるよう併せて提言します。

資料2 会議録の作成方法に関する調査結果について

	事務局担当課	審議会等の名称	公開の区分	会議録筆記方法		会議記録方法		会議録作成方法		会議録確定方法				署名 有無	備考
				全文筆記	要点筆記	テープ録音	メモ	外注	自前	会長確認	署名委員確認	委員全員確認	事務局一任		
1	総務課	石狩市政治倫理審査会	一部公開												
2	総務課	石狩市表彰審査委員会	非公開												
3	行政管理課	石狩市特別職報酬等審議会	原則公開												
4	行政管理課	石狩市公務災害補償等審査会	非公開	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現在未設置
5	文書・統計担当	石狩市情報公開・個人情報保護審査会	一部公開												会長署名
6	企画調整課	石狩市総合計画策定審議会	公開	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現在未設置
7	企画財政課	石狩市使用料・手数料等審議会	原則公開												
8	協働推進・男女共同参画担当	石狩市男女共同参画推進委員会	原則公開												
9	企画調整課	石狩市市民参加制度調査審議会	公開												会長署名
10	行政経営推進室	石狩市行政改革懇話会	原則公開												
11	国民健康保健課	石狩市国民健康保険運営協議会	原則公開					2回							H17より署名委員から全員確認
12	市民生活課	石狩市生活安全推進協議会	原則公開												
13	環境課	石狩市環境審議会	原則公開												
14	海浜植物保護センター	石狩市石狩海浜植物保護センター運営委員会	原則公開												
15	福祉総務課	石狩市社会福祉審議会	原則公開												
16	こども発達支援センター	石狩市地域療育推進協議会	一部公開												
17	福祉生活課	石狩市在宅介護支援センター運営委員会	原則公開												
18	介護保険課	石狩地区介護認定審査会	非公開	-	-										毎週開催
19	介護保険課	石狩市介護保険事業計画等作成委員会	原則公開					2回							
20	健康づくり課	石狩市予防接種健康被害調査委員会	原則公開												
21	こども室子育て支援課	石狩市青少年問題協議会	原則公開												
22	建築課	石狩市中高層建築物紛争調整委員会	一部公開												
23	都市計画課	石狩市都市計画審議会	原則公開					3回	1回						
24	商工労働観光課	石狩市地場企業等活性化審議会	原則公開												
25	商工労働観光課	石狩市融資制度損失補償審査委員会	非公開												
26	業務課	石狩市水道事業運営委員会	原則公開												
27	下水道管理課	石狩市下水道事業運営委員会	原則公開												
28	管理課	石狩市立小学校及び中学校通学区域審議会	原則公開												
29	学校教育課	石狩市奨学審議会	非公開												
30	学校教育課	石狩市学校結核対策委員会	原則非公開												
31	給食センター	石狩市学校給食センター運営委員会	原則公開												
32	社会教育課	石狩市教育委員会芸術文化・スポーツ表彰選考委員会	非公開												
33	社会教育課	石狩市社会教育委員の会議	原則公開												
34	社会教育課	石狩市生涯学習推進協議会	原則公開												
35	社会教育課	石狩市生涯学習研究委員会	原則公開	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現在未設置
36	公民館	石狩市公民館運営審議会	原則公開												
37	文化財課	石狩市文化財保護審議会	原則公開												
38	市民図書館	石狩市民図書館協議会	原則公開												
39	海洋センター	石狩市B & G海洋センター運営委員会	原則公開												
40	農業委員会	石狩市標準小作料設定協議会	原則公開												
		合計		18	18	31	6	3	35	3	0	8	26	2	

資料3 傍聴者からの意見・感想について

第2回市民参加制度調査審議会

傍聴者1：

市民参加調査審議会委員は、他の審議会の傍聴をする事を義務づけしたほうが良いと思います。そうでなければ審議ができないと思います。プラス、この審議会の事務局は大変でしょうが、すべての審議会の状態、審議会の運営方法、議事録の扱い方など々、把握すべきと思います。(もちろん傍聴すべきです。)傍聴する事により、おおかたの事が見えて来ると思いますし、駄目な処も見えて来ます。

審議委員は、人にもよると思いますが報酬がなくても話し合いたいと思う時もあるはずなので、審議会の中で話し合う事が必要と思います。

運営の仕方も話し合ってください。とてもひどい審議会があります。